

〈定期刊行物レビュー〉

2006年9月～11月

保 険

○抱き合わせ販売問題とポスト・オフィスの可能性（米田 健二）

（金融ビジネス 2006.AUTUMN：東洋経済新報社）

日本では、貸金業規制の見直し論に絡んで消費者信用団体生命保険の適切な取り扱いに関する議論されているが、英国でも最近 PPI と呼ばれる信用保険に関する不適切な取引事例が大きな社会問題となっている。本稿では、その背景と FSA による対応を紹介するとともに、ポスト・オフィスによる消費者本位にたった新しい PPI の提供についても紹介している。

○事故の偶然性の立証について（武田 智直）

（共済と保険 2006.10：共済保険研究会）

最高裁判所平成 18 年 6 月 1 日判決・同 6 月 6 日の自動車保険の車両保険金支払い責任判決や平成 16 年 12 月 13 日の店舗総合保険の火災保険金支払い判決により、現在の約款の規定を前提とする限り、物を対象とする損害保険においては、保険者側が保険事故は被保険者の故意によるものであることを立証できない限り保険金支払について間逃れることはできないということになった。本稿では、今回の最高裁判決についての紹介と共に若干の私見について述べられている。

○英国の年金改革白書の論点と示唆（坂口 正之）

（週刊社会保障 2006.11.6：法研）

2006 年 5 月 26 日、イギリスの雇用年金省は「退職と保障—新しい年金システムに向けて」と題する公的年金を中心とする改革に関する白書を公表した。本稿ではこの白書公表に至るまでのイギリス公的年金制度の経緯、200 ページを超える白書の年金改革案の主な内容、年金改革案実行後に予想される成果などを解説したうえで、我が国の年金制度との比較が述べられている。

○生命保険会社によるコーポレートガバナンス（浅井 義裕）

（生命保険論集 2006.9：生命保険文化センター）

生命保険会社が企業に資金を貸し付ける場合に、その収益性や将来の破綻の可能性などを考慮に入れることができれば、企業のコーポレートガバナンスの向上に結びつく。本稿では、生命保険会社が貸付を行っていた企業のうち、破綻した企業と破綻しなかった企業との間に収益性の違いがあり、生命保険会社がそうした収益性の指標に基づいて貸付を行い始めている傾向があることをデータを用いて検証し、生命保険会社がコーポレートガバナンスの担い手となってきていることを明らかにしている。

銀 行

○ベンチャー・ファンドの現状と地域における活用（野条 床一）

（リージョナルバンキング 2006.11：第二地方銀行協会）

地域活性化や地域に着目したベンチャー・ファンドの利用が増えている。日本政策投資銀行に勤める筆者は、ベンチャー・ファンドの歴史、スキーム、種類、ファンドの運営方法からみた特徴（投資ステージ、投資業種、ハンズオン型 vs ハンズオフ型等）などを説明し、日本における代表的なベンチャー・キャピタルについて紹介している。そのうえで、筆者は、地域でのベンチャー・キャピタルの活用のポイントとして、地域の特色を生かした対象の選定、地域連携による支援体制を挙げ、また、その課題として、ファンドの主眼である「期待リターンの達成」を見失わないこと、地域活性化の目標にファンドが最良な方法か再度検証することの必要性を指摘している。

○温室効果ガス削減に向けた取組みについて（磯根 周二、長谷川 綾）

（金融 2006.11：全国銀行協会）

本稿は、地球温暖化の問題と京都議定書に基づく温室効果ガス削減義務の実施策の一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）の実施・運営機関の活動を紹介している。

京都議定書の発効を受けて、2008年から2010年の5年間で日本は、CO₂などの温室効果ガスの排出を基準年（原則1990年）比で6%削減する義務を負うが、2005年の日本の総排出量は13億6,350万トと削減目標水準を15%上回った状態であるという。その対策の一つとして、京都議定書で規定されるCDMがある。これは、温室効果ガスの削減費用が高い先進国が、削減費用の安い途上国で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、達成された排出削減量の全部または一部をクレジットとして当該先進国の総排出枠に加えることを認める仕組みである。CDM実施のために、日本では、アジア初となる日本温暖化ガス削減基金（JGRF）が本邦民間企業31社と政府系金融機関2行の出資により設立され、その主要出資者により設立された日本カーボンファイナンス（株）（JCF）がJGRFの運営を行っている。

JCFに勤める筆者は、JGRFによるCDMプロジェクトの事業スキーム、事業リスクの問題、これまでの実施事例などについて説明するとともに、今後の課題として、クレジットの不足、中国などCDM先進国が高値でのクレジット売却を目指して単独でCDMプロジェクトを進める事例、クレジット価格の上昇傾向などを挙げている。

○個人化メッセージの直接伝達でロングテールをつかめ（中林 三平）

（週間金融財政事情 2006.11.27：金融財政事情研究会）

本稿は、最新金融データマイニング事情の上編である。リテール市場に対するマーケティングは、これまで中核となる顧客層を想定してのマス・マーケティングが中心

であったが、情報技術の進歩によって変化しているという。筆者は、マーケティング戦略を、顧客層の特徴を把握し個人のメッセージを直接受け取るダイレクト・マーケティングに変換していくことで、低コストで効果的なマーケティングが可能になると主張している。

○情報開示の現在、過去、未来

アナリスト協会ディスクロージャー評価の変遷から読む邦銀の IR 水準 (山田 能伸)

(週間金融財政事情 2006.11.27 : 金融財政事情研究会)

日本証券アナリスト協会のディスクロージャー研究会銀行部会長を務める筆者が、ディスクロージャー優良企業選定制度銀行部会の評価作業や評価項目、これまでの銀行の IR 姿勢の変化等について解説を行ったものである。

ディスクロージャー研究会では、1995 年より企業の情報開示の向上を目的として同制度を開始させ、1998 年より銀行を評価対象企業としている。銀行の IR は、経営破綻や国有化が相次いだ 1997 年ごろから劇的に向上したという。今後さらに情報開示を求める項目としては、部門別収益の詳細な開示や四半期開示を挙げている。

証 券

○ アメリカにおける金融リテラシーの推進 (若園 智明)

—国家戦略の公表と始動した連邦政府機関の連携活動—

(月刊資本市場 No.255 2006.11 : 財団法人資本市場研究会)

わが国においても金融教育の重要性が叫ばれ、金融庁を中心として主に政府機関により金融リテラシー (金融に関する諸能力) の推進活動が始まっている。背景には、複雑な金融商品へ容易にアクセスが可能になった一方で、消費者の金融知識レベルの相対的低下、高齢者の老後資金への自助努力、さらに金融詐欺防御などがある。

本稿では、米国における近年の金融リテラシーに関する連邦政府レベルでの動きの経過を説明するとともに、米国の金融リテラシー・教育委員会が 2006 年 4 月に発表した国家戦略プランの主要項目を紹介している。

各機関のユニークな取り組み紹介の中で、米国証券取引等監視委員会 (SEC) が金融詐欺防御目的で意図的に偽のウェブサイトを開設している試み、あるいは金融詐欺の被害者は金融リテラシーが相対的に高い層にみられる点など興味深い。

○ NYSE グループの経営戦略と NYSE アーカ取引所 (大崎 貞和)

(資本市場クォーターリー 2006 年秋号第 10 巻 2 号 2006.11(株)野村資本市場研究所)

2006 年 3 月、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) と電子取引所アーキペラゴが統合し、持株会社 NYSE グループが発足した。アーキペラゴ改め NYSE アーカ取引所は、

グループ内の電子取引所という位置づけを与えられ、NYSE のメインボードからは独立した市場として運営されている。

本稿では、NYSE と NYSE アーカ取引所の関係を日本の東京証券取引所および東証マザーズの関係と比較し、NYSE アーカ取引所およびマザーズの役割は新規公開企業の獲得である点は共通しているが、厳しい上場基準を自らの存在理由としてきた NYSE が、上場企業数の増加を目的として NYSE アーカ取引所を通じた新興企業獲得に力を注ぐことは、歴史的な方針の転換であると述べている。

また、NYSE アーカ取引所は会員検査などの自主規制業務を全米証券業協会 (NASD) へ委託することで効率化を進めている。2007 年夏以降に全面施行される予定の日本の金融商品取引法においては、自主規制業務の委託は認められておらず、この点に関しては今後議論の余地があるとしている。